

令和7年第6回大町町議会（定例会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和7年12月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	令和7年12月8日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和7年12月8日	午前9時49分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	4番	江口正勝	5番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	山口順也		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	宮崎貴浩	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	吉村秀彦		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	灰塚重則		
	福祉課長	釘本あゆみ	子ども保育課長	前山正生		
	農林建設課長	古賀九州男	教育委員会事務局長	井手勝也		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和7年12月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案等の報告及び一括上程
- 日程第4 提案理由の説明

---

午前9時30分 開会

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第6回大町町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

閉会中の議会に関する諸報告は、別紙配付の諸報告のとおりでございます。

以上で諸報告を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の氏名

○議長（諸石重信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番江口議員、5番山下議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（諸石重信君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、別紙配付の会期日程表のとおり、本日から12月

17日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間と決定いたしました。

### 日程第3 議案等の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 今期定例会には、告知のとおり、町長提出の議案9件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第46号から議案第54号までを一括上程し、これより議題といたします。

### 日程第4 提案理由の説明

○議長（諸石重信君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本日、令和7年第6回大町町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には時節柄何かと御多用の中御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議案の提案理由を申し上げる前に、行政上の事項につきまして御報告とお願いを申し上げます。

初めに、北沢議員の一般質問にもありますが、昭和11年1月1日に大町町制が施行されてから来年は90周年の記念すべき年を迎えます。人に例えたら、卒寿のめでたい年となり、町民の皆様と一緒に町制90周年を祝いたいと思っているところで、お祝いの式典については来秋11月頃に考えておりますが、来年1月1日元旦がちょうど90年目の、まさにその日に当たります。そこで、まずは恒例の元旦ウォークに合わせ、これまでとは違った元旦ウォークにしたいと考えております。

議員の皆様、町民の皆様におかれましては、元日は何かとお忙しいとは思いますが、御参

加いただければ幸いに思います。

次に、ふるさと納税関連についてですが、電子計算機損壊等業務妨害罪の被疑事件として、前委託業者及び代表、従業員を刑事告訴しておりましたが、去る10月14日付で佐賀地方検察庁から不起訴処分とした旨の通知が届いたことは既に議会に報告し、マスコミ等、報道にもあったとおりです。ただ、検察庁の判断に対しては不服がありますので、検察審査会に対し、審査申立てをしたいと思っています。

詳細は控えさせていただきますが、ふるさと納税寄附金を貴重な財源とする全国の自治体にとって、これまで積み上げてきたデータの意図的な損壊は死活問題となり得る深刻な事案で、公益性を伴い、町民の関心も高いことから、法の下でしっかり御判断をいただくべきだと考えており、大変意義のあることだと思っています。

また、業者のデータ損壊により、ふるさと納税寄附を希望する全国の志のある寄附者の納税、節税の機会を奪い、その結果、大町町への寄附者が激減し、大町町のふるさと納税に影響を与えた事実は事実として看過できず、損害賠償を求める訴訟を起こす準備をしており、既に議会には御理解をいただいておりますが、町民の皆様にも御報告をさせていただきます。

今後は、約10年もの長い期間で蓄積されたデータ損壊等による影響を補うためにも、さらに可能性を探り、全国からの応援寄附金の増額を目指し、魅力ある商品開発や町のPR等、相応の財源投入を含め、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

それから、最後になりますけれども、大町町をはじめ佐賀県中西部8市町で構成する佐賀西部広域水道企業団で運営しております水道事業につきましては、給水体系が異なる佐賀市を除く7市町で来年4月から水道料金の値上げを決定させていただきました。町民の皆様には物価高騰が続く中、大変申し訳なく思っております。ただ、住民生活に欠かせないインフラの継続的な維持は行政の責務でもあり、全国でも老朽化が問題となっており、施設の老朽化に伴う重大な漏水、破裂、人命に関わる陥没事故等も発生しております。

大町町でも、他市町同様、水道事業だけでなく施設の老朽化が表面化してきており、維持、修繕や更新をはじめ避けては通れない課題となっております。中でも、水道整備はライフラインとして、住民の皆様へ安心・安全な命の水を安定的に供給することを第一義としており、これまで経営の安定化を目途に、広域企業団として、単独運営から令和2年に統合し、広域的に取り組んでまいりました。しかし、近年、料金収入の減少や物価高騰によるコスト増などもあり、当企業団の水道事業の運営は非常に厳しい状況で、赤字運営への対応や各市町に

張り巡らされた管網も老朽化が顕著となっている中、計画的な施設整備や管路整備も必要となっており、先送りして解決できる問題ではありません。このような実情に鑑み、受益者負担の原則から、国などからも健全運営に対する指摘もあり、今、行政に携わる私たちが相応の覚悟を持って、将来に向けての責任ある判断をしなければならない時期に来たと思っております。

ただ、これまでの企業団協議の中では、構成市町の足並みをそろえることが大切で、さらなる激変緩和措置が可能か、あらゆる視点で知恵を出していかなければならないと私も発言をしたところで、緩和措置を含めた議論を尽くした上で、地域住民の皆様には水道事業の限界が迫っていることを御理解いただき、御負担をおかけすることになりますが、改定はやむを得ないと、苦渋の決断をさせていただきました。どうか将来に向けても持続可能な安全で安定した水道事業とするため、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

このことについては三根議員からも質問が出ておりますので、重複する部分もあろうかとは思いますが、そのときにまた改めて説明させていただきます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案いたします議案につきましては、さきに告知のとおり、条例案件7件、補正予算案件2件となっております。

これより各議案についての提案理由を申し上げます。

議案第46号 大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、人事院勧告等による大町町職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

議案第47号 大町町長、副町長及び教育長の給料等支給条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、人事院勧告等による大町町職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するものです。

議案第48号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、人事院及び佐賀県人事委員会の勧告に伴い、一般職の給料月額、期末手当、勤勉手当及び通勤手当等を改定するものでございます。

議案第49号 大町町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例の一部が改正され、林野火災の予防に関し、林野火災に関する注意報が追加等されたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第50号 大町町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第51号 大町町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第52号 大町町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、児童福祉法（昭和22年法律第164条）の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が施行され、本町においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

議案第53号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第4号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,426万9千円を追加し、予算総額は58億6,478万円となっております。

歳入の主なものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金517万2千円、緊急自然災害防止対策事業債5,280万円などを追加しております。

歳出の主なものにつきましては、水道料金改定対策に伴う支援補助金143万5千円、境川樋管及び現場樋管排水ポンプ設置事業5,283万2千円、またこれも水道料金改定に伴う支援となるものでございますけれども、町営住宅水量水器口径変更工事98万8千円などを追加しております。

議案第54号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ28万3千円を追加し、予算総額は10億2,031万4千円

となっております。

歳入につきましては、県支出金28万3千円を追加しており、歳出につきましては、保健事業費28万3千円を追加しております。

以上9議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（諸石重信君）**

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。  
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

**午前9時49分 散会**